平成２７年（フ）第１５３号
宮崎市恒久１丁目８番地２　鶴田第３コーポ302号
破産者　長友　由香
1　破産債権の届出期間　平成27年９月15日まで
2　一般調査期日　平成27年10月30日午後２時
平成27年８月３日　　宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２９３号
埼玉県行田市持田２丁目18番17号
破産者　清水　利恵
1　破産債権の届出期間　平成27年９月24日まで
2　一般調査期日　平成27年10月20日午前10時
平成27年７月31日
さいたま地方裁判所熊谷支部

債権者集会招集

平成２３年（フ）第７８７２号
大阪府茨木市横江２丁目１番12号
破産者　株式会社オーエム
1　期日　平成27年９月14日午前10時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成27年７月31日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２７年（ヒ）第７号
群馬県高崎市飯塚町504番地２
清算株式会社　セントラルトレーディング株式会社
代表清算人　藤井　秋男
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
前橋地方裁判所高崎支部

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第４号
福井市西谷１丁目1201番地
清算株式会社　株式会社冠婚葬祭福井互助センター
1　決定年月日　平成27年７月31日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
福井地方裁判所民事部

平成２６年（ヒ）第２８号
京都市伏見区小栗栖森本町６番地１
清算株式会社　株式会社ジヤンボなかむら
1　決定年月日　平成27年７月31日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
京都地方裁判所第５民事部

平成２７年（ヒ）第５号
兵庫県伊丹市東有岡１丁目18番地２
清算株式会社　株式会社日建
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所伊丹支部

監 督 命 令

平成２７年（再）第６号
大阪府和泉市テクノステージ３丁目７番８号
再生債務者　株式会社新和
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市北区西天満４丁目８番17号宇治電ビルディング11階　はばたき綜合法律事務所　弁護士　木村　真也
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法第49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
コ　事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからコまでに掲げる行為
平成27年７月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再）第７号
大阪府和泉市テクノステージ３丁目７番８号
再生債務者　秀英産業株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市北区西天満４丁目８番17号宇治電ビルディング11階　はばたき綜合法律事務所　弁護士　木村　真也
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法第49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
コ　事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからコまでに掲げる行為
平成27年７月30日
大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定

平成２７年（再）第１号
札幌市西区八軒九条西10丁目１番66号
再生債務者　株式会社丸三北栄商会
1　決議に付する再生計画案　平成27年７月10日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　書面投票
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年８月28日まで
4　議決権を不統一行使する場合の通知期限　平成27年８月28日まで
平成27年７月30日
札幌地方裁判所民事第４部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２６年（再）第１号
三重県四日市市新正４丁目７番８号
再生債務者　株式会社プロス
1　決議に付する計画案　平成27年７月24日付け再生債務者提出の再生計画修正案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成27年10月23日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画修正案の決議
4　書面投票期間　平成27年10月16日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成27年10月16日
平成27年７月30日　津地方裁判所四日市支部